

北海道がん患者連絡会会則

第1章 総則

第1条（名称）

会の名称を北海道がん患者連絡会（以下「本会」という。）とする。

第2条（組織）

本会は第3章に規定する会員（以下「会員」という。）を以て組織する。

第3条（事務局）

本会の事務局は当分の間、北海道がんセンターがん相談支援センター内におく。

第2章 目的及び事業

第4条（目的）

本会は以下を目的とする。

- ① 北海道内のがん患者・家族・遺族への情報提供と支援
- ② がん対策推進に向け、がん患者・家族・遺族の願いをまとめ、国・北海道内の行政機関及び医療機関へ提言、提案すること
- ③ がんに関する啓発活動
- ④ 会員相互の情報交換と交流
- ⑤ 講師紹介

第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。ただし、政治的活動は含まない。

第3章 会員

第6条（会員）

本会の会員は本会の趣旨に賛同した、北海道内のA会員とB会員で構成する。

- ① A会員：北海道内で活動しているがん患者団体、がん患者支援団体
- ② B会員：この会の趣旨に賛同され、本会が認めた個人

第7条（会員の制限）

以下の目的を有している団体または個人は入会できない。

- ① 任意の健康食品、医薬品、医療機器等の販売目的及びその他の営利目的
- ② 政治的思想、宗教への勧誘目的

第8条（入会）

本会の目的に賛同するがん患者団体、がん患者支援団体、及び、がん患者と家族については、別に定める入会申込書により正式に受理されるものとする。

第9条（退会、会員の資格喪失）

A 会員・B 会員が次に該当した場合は、その資格を喪失する。

- ① 本人および団体より退会の申し出をしたとき（形式は問わず）
- ② 会則に違反し、役員会で退会が決議されたとき
- ③ 団体が消滅したとき
- ④ 特別な事情がないまま1年以上にわたり1度も会議等に出席することなく、また世話人からの通信手段（電話、電子メール等）にも応答がない場合

第10条（秘密保持）

本会で得た個人情報は、会の運営上必要とされる場合のみ利用し、いかなる場合でも本人の承諾なしに外部に公表することはしない。

第4章 役員

第11条（役員）

本会は、会の円滑な運営のために次の役員を置く。

- ① 世話人代表（1名）
- ② 世話人副代表（1～2名）
- ③ 世話人（数名）
- ④ 顧問
- ⑤ 監事

第12条（役員選出）

- ① 役員はA 会員の中から選出する。
なお、当分の間世話人代表は、北海道がんセンター院長、顧問は北海道保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長が行うものとする。
- ② 世話人副代表・世話人・監事はがん患者当事者であることとする。候補は役員会で推薦し通常総会にて決議する。
- ③ 副代表世話人は、代表世話人が世話人の中より指名する。

第13条（役員の職務）

- ① 世話人代表は、本会を代表し会を総括する。
- ② 世話人副代表は、代表世話人を補佐し、代表世話人に支障があるときはその職務を代行する。
- ③ 監事は、本会の業務及び会計が適切に処理されているか監査する。

第14条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第15条（解任）

役員が下記に至ったときは、会員の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められたとき
- ② 役員として会の目的に反し、ふさわしくない行為があったとき

第16条（役員会）

役員会は、付議すべき事項等について、必要があるときは開催することができる。

第5章 総会

第17条（総会）

総会は、通常総会および臨時総会とし、代表世話人がこれを召集する。通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は随時必要な時に開催する。

第18条（構成）

総会はA会員・B会員で構成し、必要時はオブザーバーとして医療関係者や外部関係者も参加できる。

第19条（機能）

総会は、次の事項を決議する。

- ①事業計画及び活動報告
- ②役員を選出等及び解任に関する事項
- ③その他、会則の変更等の本会の運営にかかわる事項

第20条（議決）

総会は会員の過半数以上の出席を以て成立し、総会における議決は出席会員の過半数以上の同意をもって承認とする。やむを得ない理由で総会に出席できない会員は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。なお、B会員と顧問は議決権を持たない。ただしB会員は本会が助言を求めたときには発言をすることができる。

第21条（招集）

総会は、事務局が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または通信手段（電話、電子メール等）をもって、会員全員に2週間前までに通知する。

第22条（報告）

総会の議事については、事務局が議事録を作成し報告する。

第23条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

附 則

（制定施行）

この会則は、平成29年3月3日制定し、同日施行する。

この会則は、平成30年4月24日に改定し、同日施行する。

この会則は、令和元年5月28日に改定し、同日施行する。